

企業会計基準公開草案第32号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」
及び企業会計基準適用指針公開草案第31号「四半期財務諸表に関する
会計基準の適用指針（案）」に対する意見

平成20年 9月19日
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました標記公開草案に対して次のとおり意見を申し上げます。

1. 会計基準第19項(7)⑥について—重要な変動の比較対象

(コメント)

会計基準第19項(7)⑥の、のれんの金額の「重要な変動」の比較対象は前年末であることを明示すべきである。また、当該事項は「重要な」変動が生じた場合に注記することとされているが、「著しい」変動が生じた場合に注記することとすべきである。

さらに、会計基準第28-3項では、会計基準第19項(7)⑥の適用初年度の取扱いが示されていないが、会計基準第19項(7)②及び③と同様、適用初年度は開示不要とすべきである。

(理由)

会計基準第19項(7)②報告セグメントの資産の金額の変動は、適用指針第42項で、前年度末の金額と比較して判断することが明示されているが、のれんの金額については、その比較対象が明らかではない。のれんの金額の変動に関する比較対象を前四半期とする特別な理由はないと考えられるため、比較対象は前年末であることを明示すべきである。

また、のれんの金額について「重要な」変動が生じた場合に注記することとされているが、四半期における他の変動情報は、「著しい」変動とされていること、公開草案では重要な減損損失を認識した場合に報告セグメント別の概要を求めていること（この点についてはコメント2も参照されたい。）、また企業結合に関する注記も年度末と同様の注記が求められていることを踏まえれば、注記は「著しい」変動の場合に求めることとすべきである。

さらに、適用時期について、会計基準第19項(7)②及び③については適用初年度は開示不要とされているが、のれんの変動情報の比較対象時期に関する当協会の理解が正しいとすれば、会計基準第19項(7)⑥も、適用初年度は開示不要として取扱うべきと考える。

2. 会計基準第19項(7)⑥について—⑤の減損損失の開示との関係

(コメント)

⑥ののれんの金額の重要な変動には、会計基準第19項(7)⑤により、のれんの減損損失は除くということによいか。もしそうであれば、減損損失の認識による重要な変動は除く旨を明示していただきたい。

3. 会計基準第28—3項について

(コメント)

第19項③は、適用初年度は開示不要とされているが、適用初年度の第2四半期から報告セグメント等の変更をした場合は、注記は不要でよいのか明示すべきである。

以 上